

## 松島中学校PTA役員・委員選出について(申し合わせ事項)

(主旨)

PTA活動は子供たちの健全な育成を図ることを目的に、保護者と教職員が協力して活動を行うものであり、多くの方に参加していただくことが、望まれます。

親にとって、子供に関わることのできる時間が短いことを考えると、役員を経験するということは、学校での子供たちが学ぶ姿を見たり学校の様子を知ったりする機会も増え、大きな価値を見出すことができると考えます。PTA会員一人一人が、お互い協力するという気持ちを持ち、前向きに考えていただけるよう、申し合わせ事項をまとめるものです。

### 1 役員(会長、副会長、議長)選出について

- (1) 会長 副会長からの選出を原則とします。
- (2) 副会長 本年度の1学年の保護者全世帯より、男性1名、女性1名の推薦者を記した名簿を提出してもらいます。複数名から推薦を受けている人を対象に、選考会を開催して2名(男女各1名)を選出。(1名は次期会長として選任)  
女性副会長の選出において島立、田川の方が就任した場合、島内育成会には所属しない。その場合、島内地区の方から島内育成会担当理事を選出する。……理事となる。  
(学年代表を除いた正副学級委員7名の中から選出する)
- (3) 議長 上記副会長に推薦された方の中から、翌々年度(3年時)の議長を選出。  
議長は施設教養委員長を兼務します。  
(1)、(2)、(3)は理事会・評議委員会を経て、総会で承認を得ます。

### 2 各委員(①地区選出委員、②学級選出委員)の選出について

- (1) 地区選出委員会(校外生活指導委員会、庶務委員会)  
・各町会の保護者で話し合い、委員を選出します。  
・1年生保護者の場合、翌年度まで決めることは可、翌々年度(3年時)まで決めることは不可。(表-1参照)  
・1、2年時に地区選出委員を務める場合、2年進級時に、3年時の学級選出委員に参加すること。

表-1

	1年	2年	3年
地区選出委員(校外生活指導、庶務)	○	○(翌年度)	×(翌々年度)
学級選出委員(施設教養、広報、学級)	—	—	○学級選出に参加

- (2) 学級選出委員会(施設教養委員会、学級委員会、広報委員会)  
・各学級で委員を選出します。  
・下記事項を基本とし選出します。  
①立候補を優先します。  
②理事(副委員長は除く)経験者の家庭は辞退を認めます。  
③小学校(島内、島立、田川)でPTA正副会長経験の家庭は、学級選出委員の辞退を認めます。  
④学級選出委員を決める時点において、地区選出の松島中学校関係委員(校外生活指導委員会、庶務委員会)委員に決まっている家庭は除きます。  
ただし、3年時の委員選出には参加していただきます。  
なお、3年時の学級委員選出では、それまでの選出の過程で、学級選出委員及び地区選出委員を引き受けていないご家庭を優先して選出を行うものとします。  
⑤(理事)を経験されている家庭は除きます。  
⑥2学年の委員決めの時点で、1年時に委員を経験されている家庭は除きます。  
⑦立候補者がいない場合は、「くじ引き」で決めるものとします。
- (3) 各町会、各学級では転居、転出に伴う欠員補充の候補者を1名選出してください。
- (4) 校外生活指導委員会、庶務委員会、広報委員会の委員長、副委員長選出は、委員会内の互選によって決定します。どの学年の保護者が委員長、副委員長なるかの取り決めはありません。

### 3 その他

- ・この申し合わせ事項は、毎年PTA総会で確認をします。
- ・変更等を行う場合は、理事会、評議委員会を経て総会に諮ります。
- ・地区選出の役員決めは年内に話し合いが始まる地区もありますので、この申し合わせ事項を現委員(校外生活指導委員会、庶務委員会)には、2学期中に配布します。

## 役員、委員会の種類

参考資料

- ・男性副会長(2年時は副会長として会長を補佐する。3年時は会長を務める)
- ・女性副会長(2年時は副会長として会長を補佐する。3年時とその翌年は島内子ども育成会に所属)
- ・議長兼施設教養委員長(3年時の議長兼施設教養委員長。2年時の職務は無し)

役員決め(表-2)

		1年時	2年時	3年時	次年度
四役	副会長(男性1名)	1学年の家庭を対象にアンケートを行い、候補者を12月に決定	副会長	会長	監事
	副会長(女性1名)		副会長・育成会	育成会	監事、育成会
	議長(施設教養委員長を兼務)1名		—	議長兼、施設教養委員長	—

- ・太線内が四役 育成会(島内子ども育成会)
- ・島内の方が女性副会長に選出された場合、後の2年間育成会を務める。
- ・島立、田川の方が女性副会長に選出された場合、正副学級委員(学年代表を除く7名かつ島内の方)から育成会担当理事を選出する。

委員決め(表-3)

		1年時	2年時	3年時	委員長
地区選出	庶務委員 (19地区=19名)	全学年を対象に地区から1名選出			全学年を対象に委員長、副委員長を選出
	校外生活指導委員 (19地区=19名)				
学級選出	施設教養委員 (議長を除き11名)	入学式終了後、学級ごとに別室に集まり、各委員会の正、副を選出	2年進級時に、2年生保護者が集まり、各委員会の正、副を選出。2年、3年(2年分)を選出。(入学式の後日)	前年4月に決定済	議長と委員長を兼務 全学年を対象に委員長、副委員長を選出 3年生の学年代表が委員長を務める
	広報委員 (12学級=24名)				
	学級委員長 (12学級=24名)				
	予備(欠員補充) (12学級=12名)				

- ・校外生活指導委員、庶務委員、広報委員の委員長、副委員長決めは2、3年時の委員が決定した後に行う。

## 各委員会の主な活動内容

- 四役会
  - ・PTA活動の統括、各委員会への協力、理事会等の開催、時期PTA役員の選出、対外諸活動への参加など
- 校外生活指導委員会
  - ・町別懇談会の実施、祭礼等の巡視、通学路の雪かきの計画・実施など
- 庶務委員会
  - ・資源物回収の実施(年2回)、文化祭ポスターの各地区への掲示、制服等のリユース活動の推進・運営など
- 施設教養委員会
  - ・PTA親子作業の計画・実施、PTA講演会の企画・開催など
- 広報委員会
  - ・PTA会報「つくも草」の発行 年間2回など
- 学級委員会
  - ・授業参観日の学年・学級PTAの企画と司会進行、学年親子レクリエーションの企画・開催など

## 理事と委員の免除の違い

- 理事を務めると、**家庭免除**。例)中3で理事を務めれば、下の子(何人でも)で理事、委員が免除。  
理事を経験された家庭は、**副会長候補者として推薦された場合でも、副会長を辞退することが可能です。**
- 委員(副委員長や委員)を務めると、**その子どもについてだけ免除**。例)中1で学級副委員長⇒中2、中3時の委員は免除。ただし下の子の時は免除されないの、委員決めに参加する。